

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第31号

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例

聖籠町議会委員会条例（昭和62年聖籠町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3）広報広聴常任委員会 6人

広報広聴常任委員会は、広報及び広聴に関する事務（総務文教常任委員会が所管する事務を除く。）の調査をつかさどる。

第3条第1項中「2年とする。」を「議員の任期による。」に改め、同項ただし書きを削る。

第4条ただし書きを削る。

第4条の2第2項中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年9月1日から施行する。